

令和4年第1回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月25日（火曜日）

○議事日程

- 開会宣告（午前10時00分）
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定
諸般報告
議長諸般報告
村長行政報告
- 日程第3 議案第1号 令和3年度占冠村一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（7名）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
林業振興室長	根本治	建設課長	小林昌弘
住民課長	伊藤俊幸	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	石坂勝美	会計管理者	合田幸
総務担当主幹	阿部貴裕	財務担当主幹	鈴木智宏
社会福祉担当主幹	野原大樹	子育て支援室主幹	森田梅代
（教育委員会）			
教育長	多田淳史	教育次長	平川満彦
学校教育担当主幹	松永真里		

○出席事務局職員

事務局長	岡崎至可	事務補	三ツ谷陸翔
------	------	-----	-------

午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。令和4年の新年を迎えました。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第1回占冠村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番、藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから、諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期臨時会に付議された案件は議案第1号の1件です。

説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。

令和3年第7回定例会以降の議員の動向は、12月15日広報特別委員会①から記載のとおりです。

審議資料の3ページから4ページは令和3年11月分の例月出納検査結果です。

審議資料の5ページから6ページは令和3年12月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） みなさん今年もどうぞよろしくお祈りいたします。議長のお許しがありませんので行政報告をいたします。

審議資料2ページになります。1、主な用務等ではありますが、昨年12月14日、令和3年第7回占冠村議会定例会以降、記載のとおりでございます。

入札については、執行がありませんでした。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第1

号、令和3年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） おはようございます。それでは議案書1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和3年度占冠村一般会計補正予算、第7号につきましてご説明いたします。

令和3年度占冠村一般会計補正予算、第7号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5000万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

今回は事前説明の機会がございませんでしたので、詳細につきまして事項別明細書にてご説明申し上げます。

それでは議案書6ページをお願いいたします。まず歳入からご説明申し上げます。

10款、1項、地方交付税において1目、地方交付税は普通交付税139万円の増額でございます。

続きまして7ページ、14款、2項、国庫補助金において、2目、民生費国庫補助金は、1節、社会福祉費国庫補助金、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）国庫補助金2548万円の増額でございます。2節、児童福祉費国庫補助金は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付））国庫補助金705万円の増額でございます。

8ページにまいりまして、15款、2項、道

補助金において、6目、教育費道補助金、4節、公立学校情報機器整備費補助金は公立学校情報機器整備費補助金（学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業）9万3千円の増額でございます。

9ページにまいりまして、19款、1項、繰越金において、1目、繰越金は、前年度繰越金278万7千円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

議案書10ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費は、3節、職員手当等25万8千円の増額。10節、需用費は、消耗品費及び印刷製本費で13万3千円の増額。11節、役務費は、通信運搬費及び手数料で9万9千円の増額。18節、負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金2500万円の増額でございます。内訳といたしましては、1世帯10万円の非課税世帯分が200世帯で2000万円。それに加え、家計急変世帯分を50世帯と想定して500万円。合計で2500万円の形状となっております。

3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費は、3節、職員手当等3万5千円の増額。10節、需用費は消耗品費5千円の増額。11節、役務費は、通信運搬費及び手数料で4万円の増額。18節、負担金、補助及び交付金は、子育て世帯への臨時特別給付金760万円の増額でございます。内訳といたしましては、1人あたり5万円の追加給付分が計140名で700万円。それに加え、国が指定する所得制限を超える世帯に対して支給する村単独事業分が1人当たり10万円、計6名で60万円。合計で760万円となっております。

11ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費において、1目、住宅管理費は、10節、需用費は、トマム教員住宅の修繕料344万8

千円の増額でございます。

12 ページをお願いいたします。10 款、2 項、小学校費において、1 目、学校管理費は、13 節、使用料及び賃借料、教職員用パソコンリース料 1 万円の増額でございます。17 節、備品購入費は、小学校学校管理備品 11 万 2 千円の増額でございます。

10 款、3 項、中学校費において、1 目、学校管理費は 13 節、使用料及び賃借料、教職員用パソコンリース料 4 千円の増額でございます。17 節、備品購入費は、中学校学校管理備品で 5 万 6 千円の増額でございます。

戻りまして、議案書の 2 ページから 3 ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算は第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6 番、小林潤君。

○6 番（小林 潤君） 議案書 10 ページ、3 款、1 項、1 目、18 節、交付金のところですが、給付金で 2500 万円ということで総務課長から内訳も説明あったのですが、50 世帯分の家計の困窮という意味合いであったと思うのですが、国からの定義と違いますか、そういうのが示されていれば全部でなくても特徴的なところでも構いませんので確認したいと思います。

それから同じページで、子育て世帯への臨時特別給付金で、総務課長からご説明ありました。コロナで国では 18 歳未満ということでそれに対象にならない人も村で独自にということで、お一人 10 万、6 人ということですが、これは年齢の幅というか、勘違いしているかもしれないですが、国が 18 歳

未満でそれに該当ならない人が 6 人いるということで年齢についてお伺いしたいと思いません。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 小林議員の質問にお答えいたします。議案書 10 ページ、3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費 18 節、負担金、補助及び交付金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金 2500 万円の内の 500 万円の家計急変世帯分の内容ですが、こちらにつきましては国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が非課税世帯、住民税非課税相当となった世帯という定義がございますので、これにあわせて支給していこうと思っております。

続きまして、3 款、2 項、1 目、児童福祉総務費 18 節、負担金、補助及び交付金 760 万円、子育て世帯への臨時特別給付金の村独自の年齢でございますが、こちらは国と同じ 18 歳以下、所得制限で今回国において支給にならなかった分、ということで 6 名分ということになっています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第 1 号、令和 3 年度占冠村一般会計補正予算、第 7 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって議案第1号は原案のとおり可決
されました。

◎閉会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上をもって本臨時
会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって
本日で閉会したいと思います。ご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって本臨時会は本日で閉会することに
決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回占冠村議会臨時会を閉会し
ます。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月26日

占冠村議会議長 児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次